

4 ホームページ作成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、前沢明峰支援学校のホームページ作成に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本ホームページは次にあげる目的を達成するために作成するものとする。

- (1) 開かれた学校作りに貢献する。
- (2) 地域のセンタースクールとしての役割を担う。
- (3) 保護者や卒業生への情報発信の場とする。
- (4) 地域の関係諸機関や他校への情報発信の場とする。

(概要)

第3条 本ホームページの目的を達するために次にあげる項目についてページを作成する。

- (1) 学校概要（校長挨拶・沿革・教育理念・交通アクセス・校舎案内・教育相談の案内）
- (2) 各学部・組織の概要（小学部・中学部・高等部・寄宿舎・PTA・同窓会）
- (3) 行事紹介（年間行事予定表・行事の様子を紹介）
- (4) 児童生徒の活動紹介（各教科等の授業の様子、作品紹介、児童生徒会活動の紹介、寄宿舎での生活の紹介）
- (5) 障がい児教育（ダウン症、自閉症、てんかん等の簡単な説明と各専門機関の案内（リンク））
- (6) 進路支援（卒業生の進路状況・各施設の紹介・社会参加への道筋・各関係機関の案内（リンク））
- (7) 学校間・地域交流（交流活動の様子を紹介）
- (8) 学校評価
- (9) 校内研究（研究紀要等）
- (10) 保健室・生徒指導部

(開設)

第4条 ホームページの開設場所と開設主体は以下のとおりとする。

- (1) ホームページの開設場所

学校において情報を発信するホームページは、いわて教育情報ネットワーク内に設置された全県統一ファイルサーバに開設するものとする。原則として民間プロバイダ等外部機関においては開設しない。

- (2) ホームページの開設主体

ホームページは、前沢明峰支援学校を開設主体として開設する。その内容については、校内の情報ネットワーク委員会等の承認を得てから発信ものとする。

(見直し)

第5条 ホームページ全体の内容の見直しについては、校内の情報ネットワーク委員会で、年度ごとに検討を行い、本ホームページがより充実・発展するよう努める。

(作成)

第6条 ホームページは情報ネットワーク委員会で協議された内容について、項目ごとに分掌等で分担し協力して作成するものとする。

(更新)

第7条 ホームページは、年間計画に従い、計画的に更新するものとする。

(ネットワーク担当者と作成者)

第8条 ホームページ原稿作成は年間計画により予め設定し、ホームページの作成にあたる。

- (1) ネットワーク担当（その行事や活動を企画する分掌の情報ネットワーク委員）

各分掌の情報ネットワーク担当は、行事や発信する項目ごとに原稿作成者を決め、依頼する。作成された内容等が作成規程に沿っているかチェックし起案する。

- (2) 原稿作成者（実際の行事や活動の担当者）

原稿作成者は行事終了後、原則2週間以内にホームページ原稿を定められた手順に従っ

て作成する。

(作成手順)

第9条 ホームページは以下の手順に従って作成され、学校管理責任者の承諾を得た後、掲載するものとする。

(1) 個人情報や個人の著作物を含まない原稿の場合(概要的な内容や紹介の場合)

ネットワーク担当(作成依頼)→原稿作成者(掲載用写真等の準備・ページの作成)→担当部長→Web担当(内容のチェック)→情報部長→副校長→事務長→校長(学校管理責任者)→ホームページ管理担当者(ページのアップロード、リンク)

(2) 個人情報や個人の著作物を含む原稿の場合(行事紹介や児童生徒の活動紹介等)

ネットワーク担当(作成依頼)→原稿作成者(掲載用写真や作品の選定・画像承諾書の確認)→担当部長→Web担当(内容のチェック及び承諾書の確認)→情報部長→副校長→事務長→校長(学校管理責任者)→ホームページ管理担当者(ページのアップロード、リンク)

(作成における留意事項)

第10条 本ホームページの各項目(ページ)原稿作成者は次にあげる項目について十分に留意しながら作成しなければならない。

(1) 児童生徒の個人情報の保護と取り扱いについては、本規約の第11条を遵守すること。

(2) 著作権の保護について十分な認識を持ち、これに反しないようにすること。

(3) 平易な文章を心がけ、専門的な用語については簡単な説明をつけること。

(4) 児童生徒を対象とするページでは特にも平易な文章になるように心がけ、目安として小学校高学年以上の配当漢字・熟語は使用しないこと。

(5) 1項目(ページ)あたりのデータ量は概ね100kB以内とすること。

(6) 児童生徒の活動を紹介する項目(ページ)では、保護者や児童生徒が楽しめるものになるように画像を入れるなど工夫すること。

(7) 常に新しい情報を発信できるように、情報の収集に心がけること。

(8) 公序良俗に反する表現や特定の人物や団体に対して中傷誹謗するような表現は絶対に行わないこと。また、他者に誤解を与えるような表現を行わないこと。

(9) 各項目のスタイルやデザインについては各項目内で統一し、見やすくわかりやすい構成を心がけること。

(10) ホームページが不特定多数の人に対して公開されているという認識に立って作成すること。

(11) 掲載する画像は画像使用承諾を得ている者のみ掲載する。

(個人情報の保護と取り扱いについて)

第11条 「個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)」及び「いわて教育情報セキュリティポリシー」に基づき、児童生徒及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、収集及び発信する個人情報については、本ホームページの目的の達成及び児童生徒の情報教育に関わる教育の充実にのみ行うこととする。

1 基本的な考え方

(1) 個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう)を発信する場合には、本人及び保護者の同意に基づいて発信するものとする。個人情報の発信にあたっては、本ホームページの目的を達成するために必要不可欠であると学校長が認める場合に限ることとし、個人の権利や利益の侵害の防止を図るものとする。

2 範囲と扱い方

(1) 姓名(姓又は名のみの場合も含む)、性別、学年、学級等

児童生徒の活動の紹介や児童生徒の著作物(作品等)に付する場合など、本ホームページの目的及び教育目標の達成に必要と認められる場合において扱うことができる。ただし、その場合においても必要最小限の範囲(原則として学部学年・姓のみまたはイニシャル)にとどめるものとする。

(2) 肖像(顔写真等)

児童生徒及び関係者の肖像については、本ホームページの目的を達成するために必要で

あると認められる場合（児童生徒の活動を紹介するページ等）においては、扱うことができるものとする。顔写真を掲載する場合においては、事前に掲載の承諾を得ることとし、写真と姓名を同時に併記してはならない。

（３）意見・考え方

児童生徒及び関係者の意見・考え方については、教育上の効果を期待できる範囲において、これを扱うことができる。

（４）身体の状態

児童生徒及び関係者の身体の状態（障がいの状況等）については、教育研究の交流・理解推進（校内研究のページ等）といった教育活用の目的を達成するために必要である場合にのみ扱うことができるものとする。ただし、その情報により個人が特定されることのないように十分に配慮しなければならない。

３ 公開してはならない情報

上記の範囲と扱い方で認められた以外の下記の項目については、ホームページに公開してはならない。

- （１）戸籍、身分に関する情報
- （２）心身に関する情報
- （３）能力、成績に関する情報
- （４）公的な帳簿及びその写しなどの公開されていない情報
- （５）児童生徒及び保護者の思想、信条に関する情報
- （６）児童生徒及び保護者の経歴に関する情報
- （７）保護者の財産、収入状況に関する情報
- （８）その他プライバシーの侵害となるおそれのある個人生活に関する情報

４ 不要となった個人情報の廃棄

本ホームページの目的を達成するために使用された個人情報は、その目的が達成された時点で確実に廃棄するものとする。

（著作権・知的所有権等の保護について）

第 12 条 ホームページ作成にあたっては、原則として自作の画像やデータを用いることとし、無断で他の著作権・知的所有権等を侵害してはならない。児童生徒の著作物の掲載にあたっては児童生徒及び保護者の同意を得ること。また、本ホームページには、学校の著作物である旨を明記するものとし、以下のことを行うこと。

- （１）ホームページに掲載する情報（文章、絵画、写真、音楽等）は、その著作権に十分配慮すること。
- （２）無断転載の禁止、複製・引用の可否、制限事項、著作権等にかかわる適切な表示をすること。
- （３）掲載責任者を明示すること。
- （４）制作、改訂の年月日を表示すること。

（著作権に係る留意事項）

第 13 条 著作権に係る留意事項として以下のことを遵守すること。

- （１）書籍、新聞、雑誌等の文章や記事、写真等は無断で転載しないこと。
- （２）テレビやビデオ等から取り込んだ画像や動画データを無断で転載しないこと。
- （３）芸能人、著名人の写真やキャラクターの似顔絵等の画像データを無断で転載しないこと。
- （４）市販ソフトウェアそのもの及び一部改変したデータを無断で転載しないこと。
- （５）楽曲の歌詞、又はＣＤ等から取り込んだデータを無断で転載しないこと。
- （６）作成者に無断でソフトウェア等を第三者に送信しないこと。

（掲載情報の訂正・削除について）

第 14 条 ホームページに発信した情報について、内容に誤りがあった場合または本人及び保護者から訂正・削除の要請があった場合には速やかに適切な措置をとらなければならない。

（提供される情報の取り扱い）

第 15 条 ホームページに提供される情報の取り扱いについては下記の各項に留意し、適切に処理されるものとする。

- (1) 非営利目的であること。
- (2) 提供される文章はいかなる改変もしないこと。
- (3) 提供される文章には、著作権表示や警告を表示すること。
- (4) 著作権、商標及び他の権利に関する表示を無断で削除しないこと。
- (5) W e b サイトのデザイン及びレイアウト、W e b サイトのデザインを構成する個々の要素・素材、ロゴ等を許可なく再利用、複製、再配布しないこと。

(引用について)

第 16 条 他者の著作物を利用する場合は、以下の事項に留意して、公正な使用に努めること。

- (1) 他人の著作物を引用する必然性があること。
- (2) 「 」をつけるなど引用部分と自分の著作物とが区別できること。
- (3) 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること。
- (4) 出所の明示をすること。

(本人及び保護者への情報発信の周知について)

第 17 条 発信した情報の内容については、学級担任等を通じて周知に努める。

(その他の禁止事項)

第 18 条 ホームページを作成する際は、下の禁止事項にふれないように十分に配慮するものとする。

- (1) 誹謗中傷、悪用、ハラスメント、ストーカー、脅迫等の行為及び他人の財産、著作権、肖像権、知的所有権、プライバシー等の権利を侵害する行為
- (2) 事実と反する情報の発信
- (3) 営利を目的とする行為
- (4) 他人に不利益や損害を与える行為
- (5) 不適切、低俗、有害、中傷的、侵害的、わいせつ、下品等の文章や画像の発信、その他公序良俗に反する行為
- (6) 特定の宗教を宣伝、あるいは布教する行為
- (7) 特定の政治結社・政治団体による政治的な宣伝、あるいは選挙活動に関する行為
- (8) 特定の企業から商品等の商業的な宣伝
- (9) 教育活動や公務に関わりのない私的な通信等への利用
- (10) 学校から不特定多数に対して発信する情報として、不適切と判断される内容の発信
- (11) 法令等に違反する行為

(本規程の改正について)

第 19 条 本規程は情報通信ネットワークの発展に伴う状況の変化及びいわて教育情報セキュリティポリシー等の改正があった場合、速やかに内容を見直し、改正するものとする。

(付則)

- ・ 本規程は平成 13 年 6 月 18 日より施行するものとする。
- ・ 平成 14 年 10 月 1 日一部改正
- ・ 平成 16 年 4 月 26 日一部改正
- ・ 平成 21 年 4 月 30 日一部改正
- ・ 平成 29 年 9 月 28 日一部改正
- ・ 令和 3 年 1 月 22 日一部改正